(2)　 決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 茨木保健所 | 「４薬事課合同・違法ドラッグ啓発強化事業」に関連する委託業務２件について、経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結や業務開始の後に行われていた。  １ 「４薬事課合同・違法ドラッグ啓発強化事業」啓発パネル・リーフレット作成業務委託   |  |  | | --- | --- | | 経費支出伺起票日 | 平成25年７月12日 | | 経費支出伺決裁日 | ７月17日 | | 契約日 | ７月19日 | | 契約期間 | ７月12日～８月30日 | | 委託料 | 598,500円 |   ２　「４薬事課合同・違法ドラッグ啓発強化事業」啓発パネル・リーフレット作成業務委託の変更   |  |  | | --- | --- | | 経費支出変更伺起票日 | 平成25年８月30日 | | 経費支出変更伺決裁日 | ９月３日 | | 変更契約日 | ８月30日 | | 契約期間（変更後） | ７月12日～９月20日 | | 委託料の変更 | なし | | 【是正を求めるもの】  業務委託等契約事務において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条及び第64条の規定に違反している。  起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  （契約書の作成）  第64条契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。（以下各号略） | | 本件については、所内幹部職員会議を通じて、所内全職員に事務局監査での指摘内容及び再発防止のための契約行為を行う際に職員及び決裁関与者が注意すべき事項を周知した。  今後、業務委託等契約事務実施に当たっては、遅滞なく、関係規則・通知に基づき適正な事務処理に努める。 |